注

8	「公的統計」国民生活の応	「公的統計」の作成および提供に関し基本となる事項を定めることにより、国民経済の健全な発展および、国民生活の向上に寄与することが目的
	行政機関が たは研究活動 現在56の統言	行政機関が作成する統計で、全国的な政策を企画立案を行ううえで重要な統計、民間における意思決定または研究活動のために広く利用される統計などに該当するなかから総務大臣が指定するもの 現在56の統計が指定されている
基幹統計	国勢統計	・総務大臣は、5年ごとに、人および世帯に関する全数調査(国勢調査)を行い、国勢統計 を作成しなければならない
	国民経済計算	内閣総理大臣は、毎年少なくとも1回、国民経済計算を作成しなければならない
	本の音	労働力調査、家計調査、人口動態調査、毎月勤労統計調査、医療施設統計、患者調査、国 民生活基礎統計、生命表 など
	統計の研究が	統計の研究や教育など公益に資するために使用される場合に限り、二次的に利用をすることが可能
情報提供	調査票情報	行政機関との共同研究など高度な公益性を有する研究などに限り、提供することができる
	匿名データ	学術研究目的、大学などの高等教育目的または国際社会におけるわが国の利益の増進、国際経済社会の健全な発展などのために限り、提供することができる
統計委員会	内閣府に、基本計画案が	内閣府に、委員13人以内で組織される統計委員会を置く 基本計画案など、法律の定める事項について専門60かつ中立公正な調査審議を行う

表 1 基幹統計一覧

内閣府(1)	TO 10	
	文部科学省(4)	経済産業省(11)
国民経済計算	学校基本調査	工業統計調査
総務省(14)	学校保健統計等共和日本部	経済産業省生産動態統計 _{本業体配}
	子仪双貝杌訂社会教育調査	因来統訂 埋 威鉱量統 計
在名・工地乾計・一種大量力調査・	厚生労働省(8)	ガス事業生産動態統計
**************************************	人口動態調査	石油类品带后则即机工商业的工作的
家計調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	毎月勤労統計調査	特分サードス部数主能体料
個人企業経済調査	薬事工業生産動態統計調査	経済産業名辞庁奉籍万油集消費法計
科学技術研究調査	医療施設統計	经济存储名令举法制其大结单
地方公務員給与実態調査 患	患者調査	育とAKTAKTAWの上がLE
就業構造基本調査	賃金構造基本統計	W. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 1
全国消費実態統計	国民生活基礎統計	国土交通省(9)
全国物価統計	生命表	港湾統計
社会生活基本統計農	農林水産省(7)	造船造機統計
抽	本株 大本株 大本本	建築着工統計
産業連関表	東京米寺局を出 千登	鉄道車両等生産動態統計調査
財務省(1) 作	下れれることのより	建設工事統計的自然與共和
法人企業統計	海面漁業生産統計	加貝万剛死司自動車輸送統計
国税庁(1)	漁業センサスナギギギ	内航船舶輸送統計
民間給与実態統計	14-72 MUE! 曹操农净件毕	法人土地基本統計

資料:総務省統計局・政策統括官(統計基準担当)・統計研修所 基幹統計一覧より作成

公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備 公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、 及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与 1. 目的 (第1条)

・国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計 2. 公的統計の体系的整備(第2条~第31条) を基幹統計として位置づけ

・公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な 計画を閣議によって決定することを法定化 (おおむね5年ごとに変更)

・国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保

るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための ・行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことによって品質確保や重複是正を図 調査(基幹統計調査)における適正確実な報告を担保

・統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることと

・行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確 性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減 することにより、公的統計全体の体系性を確保

3. 統計データの利用促進と秘密の保護(第32条~第43条)

・公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止など ・委託に応じた集計による統計の提供や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報(匿名データ)の提供に 闘する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応(提供の対価として手数料を徴収)

の規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条~第51条)

・基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府 に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

5. 罰則等

〇雑則 (第52条~第56条)

・公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化

・法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

〇罰則 (第57条~第62条)

・秘密漏えい等に関する罰則の適用対象を行政機関が行う統計調査のすべてに拡大。また、統計調査事務 の受託者に対する罰則規定を明確化

〇施行 (附則第1条)

・公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

・ただし、基本計画や統計委員会に関する規定等については、公布の日から起算して6月を超えない範囲 内において政令で定める日